

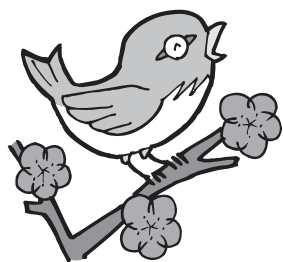
年金

こんなときは 必ず届け出を

- ◆ **会社を退職したとき**
 - ・国民年金の加入手続き
 - ・被扶養配偶者は、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続き
(届出先 市役所)
- ◆ **結婚や退職などで配偶者の扶養になったとき**
 - ・第3号被保険者への種別変更の
手続き
(届出先 配偶者の勤務先)
- ◆ **配偶者の扶養からはずれたとき**
 - ・第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続き
(届出先 市役所)
- ◆ **年金手帳をなくしたとき**
 - ・再交付の手続き

- ◆ **第1号被保険者(届出先 市役所)**
 - ・第3号被保険者(届出先 配偶者の勤務先事業所)
- ◆ **口座振替を開始・変更するとき**
 - ・口座振替納付(変更)申出書の提出
(届出先 金融機関)
- ◆ **納付書を紛失したとき**
 - ・納付書の再発行の手続き
(届出先 社会保険事務所)
- ◆ **保険料を納めるのが困難なとき**
 - ・全額・半額・1/4・3/4の各免除の手続き(届出先 市役所)
- ◆ **学生で保険料を納めるのが困難なとき**
 - ・学生納付特例の手続き
(届出先 市役所)
 - ・若年者納付猶予制度の手続き
(届出先 市役所)
- ◆ **65歳になったとき**
 - ・老齢基礎年金の請求
第1号被保険者期間のみ(届出先 市役所)
 - 前記以外(届出先 社会保険事務所)

- ◆ **障害者になったとき**
 - ・障害基礎年金の請求
初診日が第1号被保険者および20歳前に障害となった場合
(届出先 市役所)
 - 前記以外(届出先 社会保険事務所)
- ◆ **遺族になったとき**
 - ・国民年金加入中
遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求(届出先 市役所)
 - 前記以外(届出先 社会保険事務所)
- ◆ **問合せ先**
 - ・刈谷社会保険事務所
☎ 21-2159
 - ・圃市民窓口グループ
☎ 52-1111(内線261・262)



住宅

市営住宅 入居者募集

- 市営住宅空家1戸の入居者を募集します。(抽選)
- 募集住宅(一般世帯向)**
 - ・市営湯山住宅2棟40号(湯山町八丁目12番地1)
 - ・中層耐火4階建
 - 3DK(6、6、6、DK)
- 申込資格(基本事項)**
 - ・現在、同居または同居しようとする親族(内縁関係にある者、婚約者を含む)があること
 - ※単身の方でも一定の要件(高齢者など)を満たしている場合は、申し込みができる場合があります。不自然に家族を分割する場合や不自然な寄り合い世帯などは除きます。
 - ・収入基準(所得月額)は一般世帯の場合20万円以下、緩和世帯の場合26万8,000円以下の世帯
 - ・現在、住宅に困窮していることが明らかでない世帯
 - ・市県民税を滞納していない世帯



- ◆ **その他**
 - ・入居すると家賃以外に共益費が必要です。(自動的に住宅の自治会員になります)
 - ・入居者の収入に応じて家賃が毎年決まります。詳しくは問い合わせてください。
- ◆ **申込用紙交付期間** 3月1日(木)～15日(木)(土・日曜は除く)
- ◆ **申込受付期間** 3月8日(木)～15日(木)(土・日曜は除く) 午前8時30分～午後5時15分
- ◆ **申込用紙交付・受付場所** 市役所1階市民生活グループ
- ◆ **公開抽選・入居説明の日時・場所** 3月20日(火) 午前9時30分 市役所4階第5会議室
- ◆ **※代理の方でも結構ですので、かならずお越しください。**
- ◆ **入居予定日** 4月1日(日)
- ◆ **問合せ先** 圃市民生活グループ
☎ 52-1111(内線263)